

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 2 月 5 日 (金) 第180号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の辞退 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (10件) (水産振興課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (2件) (農地整備課取扱い) 7
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 7
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 8
- 海岸保全区域の廃止 (2件) (港湾空港課取扱い) 9
- 海岸保全区域の指定 (港湾空港課取扱い) 10

公 告

- 落札者等の公告 (県立北薩病院取扱い) 11

公 安 委 員 会 規 則

- 特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (会計課取扱い) 11
- 鹿児島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (組織犯罪対策課取扱い) 11

告 示

鹿児島県告示第119号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 3 年 2 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
出水市下大川内字葛根平1295番1・1308番3 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。), 1298番2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
松下亮治内科	始良市加治木町新生町130番地1	令和2年12月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第121号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

薬局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
アトム薬局二号店	鹿児島市下竜尾町4番7号	令和2年12月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

薬局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
とまと薬局二中通店	鹿児島市荒田一丁目16番3号	令和3年2月1日	精神通院医療
ひかり調剤薬局	指宿市湊二丁目12番8号	令和3年2月1日	精神通院医療
きらら薬局	曾於市末吉町上町四丁目3番地10	令和3年2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

薬局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
さくらの杜薬局	霧島市牧園町高千穂3617番地35	令和3年2月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 3 年 2 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
オレンジ薬局出水店	出水市中央町1393番地	令和 3 年 2 月 1 日	精神通院医療
みほし薬局	霧島市国分中央四丁目2634-1	令和 3 年 2 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 3 年 2 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人ネリヤ	奄美市名瀬和光町31番14	ネリヤ訪問ステーション	奄美市名瀬和光町31番14	令和 3 年 2 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第126号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 3 年 2 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所 お元気ケアセンター加世田	南さつま市加世田村原二丁目17番地5	有限会社お元気 ケアセンター加世田	南さつま市加世田村原二丁目17番地5	田島 圭子	令和 2 年 12 月 31 日	訪問介護

鹿児島県告示第127号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 3 年 2 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		申 請 者			指定年月 日	サービ スの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
石蒔の里訪問介護事業所	南さつま市金峰町花瀬1611	株式会社夕焼けこやけ	南さつま市加世田東本町6番地17	小堀 満平	令和 2 年 12 月 1 日	訪問介護
イオン薬局始良店	始良市西餅田264-1	イオン九州株式会社	福岡市博多区博多駅南二丁目9	柴田 祐司	令和 3 年 1 月 1 日	居宅療養 管理指導

			番11号			
--	--	--	------	--	--	--

鹿児島県告示第128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
イオン薬局始良店	始良市西餅田 264-1	イオン九州株式会社	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	柴田 祐司	令和3年 1月1日	介護予防 居宅療養 管理指導

鹿児島県告示第129号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月5日から同月19日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
阿久根市波留6526番地46 倉津澄孝
阿久根市本町198番地 木山壽志
阿久根市大川170番地19 尻無濱勝弘
- 2 加入区
阿久根加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
北さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第130号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月5日から同月19日まで串木野市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市汐見町15番地 野元繁
いちき串木野市新生町118番地 西田三津男
いちき串木野市小瀬町101番地 小川英文
- 2 加入区
串木野加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
串木野市漁業協同組合

鹿児島県告示第131号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補

償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月5日から同月19日まで市来町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市湊町一丁目275番地 上原利昭
いちき串木野市大里3048番地4 古川秀夫
いちき串木野市大里3097番地4 川畑敏一
- 2 加入区
市来加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
市来町漁業協同組合

鹿児島県告示第132号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月5日から同月19日まで坊泊漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市坊津町坊6269番地 上村秀人
南さつま市坊津町坊9299番地5 岩崎太久
南さつま市坊津町坊6743番地 竹内太一
- 2 加入区
坊泊加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
坊泊漁業協同組合

鹿児島県告示第133号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月5日から同月19日まで枕崎市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
枕崎市塩屋北町344番地 田畑明寿
枕崎市塩屋北町404番地 田畑譲
枕崎市塩屋北町304番地 小湊幸史
- 2 加入区
枕崎加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
枕崎市漁業協同組合

鹿児島県告示第134号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月5日から同月19日まで山川町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
指宿市山川岡児ヶ水13番地3 田原文照
指宿市山川成川1420番地 神園幸利
指宿市山川入船町88番地1 鮫島祐藏
- 2 加入区
山川加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
山川町漁業協同組合

鹿児島県告示第135号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月5日から同月19日まで谷山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿児島市坂之上一丁目59番10号 横山幸二
鹿児島市坂之上一丁目58番6号 横山義幸
鹿児島市光山一丁目13番38号 吉井秀志
- 2 加入区
谷山加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
谷山漁業協同組合

鹿児島県告示第136号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月5日から同月19日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡南大隅町佐多伊座敷3910番地1 牧内亮
肝属郡南大隅町佐多伊座敷4095番地1 延時真一
肝属郡南大隅町佐多伊座敷4051番地10 岩戸良文
- 2 加入区
佐多加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第137号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月5日から同月19日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
いちき串木野市照島5494番地 迫田洋則
いちき串木野市東島平町310番地 中村健一郎
いちき串木野市照島4946番地9 勝田豊
- 2 加入区
島平加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第138号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月5日から同月19日まで名瀬漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
奄美市名瀬平田町1059番地1 満林春男
奄美市名瀬浦上町1番地5 泊延行
奄美市名瀬大字根瀬部772番地 境喜美夫
- 2 加入区
名瀬加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
名瀬漁業協同組合

鹿児島県告示第139号

土地改良事業県営用排水施設等整備（農業用排水施設整備）山下地区の工事は、令和2年3月30日に完了した。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第140号

土地改良事業県営農地防災（農業用河川工作物応急対策事業）（農業用排水施設整備）橋口地区の工事は、令和2年12月10日に完了した。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第141号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
十島村	平成30年8月20日から 令和2年3月10日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島郡十島村口之島の一部	令和3年 1月28日
大和村	平成30年7月10日から 令和2年2月22日まで	地籍図及び地籍簿	大島郡大和村大字大和濱の一部	令和3年 1月28日

鹿児島県告示第142号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区	域
上竜尾3地区	次に掲げる標柱の6号から9号までを順次直線で結んだ線、同標柱の6号と10号を直線で結んだ線、同標柱の9号と19号を県道鹿児島蒲生線に沿って結んだ線、同標柱の10号から16号までを順次直線で結んだ線、同標柱の16号と17号を県道鹿児島蒲生線に沿って結んだ線及び同標柱の17号から19号までを順次直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	6号	昭和62年8月21日鹿児島県告示第1360号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち上竜尾3地区の区域（以下この項において「既指定区域」という。）の標柱の6号
	7号	既指定区域の標柱の7号
	8号	既指定区域の標柱の8号
	9号	既指定区域の標柱の9号
	10号	鹿児島市西坂元町2199番10
	11号	鹿児島市上竜尾町190番14
	12号	平成2年3月7日鹿児島県告示第532号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち上竜尾4地区の区域の標柱の4号
	13号	昭和47年3月29日鹿児島県告示第309号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち上竜尾4工区地区の区域の標柱の1号
	14号 15号	鹿児島市上竜尾町196番16
	16号	鹿児島市上竜尾町196番17
	17号	鹿児島市上竜尾町179番2
	18号 19号	鹿児島市上竜尾町179番4
稲村2地区	次に掲げる標柱の1号から10号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と10号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	鹿児島市小山田町10398番1
2号	鹿児島市小山田町10397番	

	3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号	鹿児島市小山田町10396番 鹿児島市小山田町10391番5 鹿児島市小山田町10395番9 鹿児島市小山田町10394番2 鹿児島市小山田町10392番1 鹿児島市小山田町10395番16
中組 8 地区	次に掲げる標柱の1号から8号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と8号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 8号 2号 3号 4号 5号 6号 7号	標柱の所在地 鹿児島市皆与志町3385番1 鹿児島市皆与志町3387番1 鹿児島市皆与志町3388番1 鹿児島市皆与志町3392番 鹿児島市皆与志町3393番1
鼓川 1 - 1 地区	次に掲げる標柱の1号から7号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と7号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号	標柱の所在地 鹿児島市鼓川町142番 鹿児島市東坂元一丁目1848番6 鹿児島市東坂元一丁目1841番2 鹿児島市鼓川町153番8 鹿児島市鼓川町153番11 鹿児島市鼓川町147番3 鹿児島市鼓川町147番2
鼓川 1 - 2 地区	次に掲げる標柱の1号から5号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と5号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号	標柱の所在地 鹿児島市鼓川町127番 鹿児島市鼓川町132番2 鹿児島市鼓川町132番1 鹿児島市鼓川町131番2 鹿児島市鼓川町131番3
鼓川 2 地区	次に掲げる標柱の1号から8号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と8号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号	標柱の所在地 鹿児島市坂元町1925番5 鹿児島市坂元町1936番1 鹿児島市坂元町1935番 鹿児島市坂元町1928番6 鹿児島市坂元町1926番9 鹿児島市坂元町1926番2 鹿児島市坂元町1925番2 鹿児島市坂元町1925番4

鹿児島県告示第143号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により，昭和44年3月17日鹿児島県告示第254号で指定した薩南諸島沿岸名柄港海岸津代地区海岸保全区域を廃止する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第144号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和44年3月17日鹿児島県告示第254号で指定した薩南諸島沿岸名柄港海岸金久田地区海岸保全区域を廃止する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第145号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和3年2月5日

鹿児島県知事 塩田康一

名柄港海岸保全区域

鹿児島県薩南諸島沿岸名柄港海岸

区 域	基 点	補 助 点
1 津代地区海岸 基点1から同6までを順次結んだ線並びに基点6、補助点6の1、基点10、同9、同8、同7及び同1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	1 大島郡宇検村大字名柄字津代205番地内1号標くい的位置	6の1 基点6から8度36分00秒68.25メートルの地点
	2 基点1から163度36分00秒29.25メートルの地点	
	3 基点2から89度58分44秒171.11メートルの地点	
	4 基点3から180度37分57秒19.51メートルの地点	
	5 基点4から94度20分26秒43.40メートルの地点	
	6 基点5から56度06分00秒14.95メートルの地点	
	7 基点1から93度10分24秒48.13メートルの地点	
	8 基点7から0度25分51秒07.51メートルの地点	
	9 基点8から89度51分51秒11.39メートルの地点	
	10 基点9から359度50分20秒20.09メートルの地点	
2 金久田地区海岸 基点1から同10までを順次結んだ線並びに基点10、補助点10の1、同9の1、同8の1、同7の1、同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	1 大島郡宇検村大字名柄字金久田1263番地内1号標くい的位置	1の1 基点1から17度56分00秒119.46メートルの地点 7の1 基点7から318度46分11秒54.58メートルの地点 8の1 基点8から274度56分00秒30.00メートルの地点 9の1 基点9から308度56分00秒50.00メートルの地点
	2 基点1から114度26分00秒3.02メートルの地点	
	3 基点2から17度56分00秒5.02メートルの地点	
	4 基点3から25度27分06秒52.94メートルの地点	
	5 基点4から70度44分31秒10.53メートルの地点	
	6 基点5から115度34分52秒90.31メートルの地点	
	7 基点6から71度04分15秒44.95メートルの地点	
	8 基点7から350度56分00秒51.35メートルの地点	

9 基点 8 から22度56分00秒65.00メートルの地点	10の1 基点10から344度56分00秒50.00メートルの地点
10 基点 9 から72度56分00秒50.00メートルの地点	

公 告

落札者等の公告
 特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
 令和 3 年 2 月 5 日

県立北薩病院長 小寺 顕一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
磁気共鳴診断装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立北薩病院総務課
伊佐市大口宮人502番地 4
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年11月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
シーメンスヘルスケア株式会社南九州営業所
鹿児島市住吉町12番11
- 5 落札金額
146,300,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 2 年10月16日

公安委員会規則

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和 3 年 2 月 5 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第 1 号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則
 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年鹿児島県公安委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「㊟」を削る。
 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の特例施設占有者の指定等に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....
 鹿児島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和 3 年 2 月 5 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第 2 号

鹿児島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則
 鹿児島県暴力団排除条例施行規則（平成26年鹿児島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式，別記第 3 号様式，別記第 7 号様式，別記第 8 号様式，別記第10号様式及び別記第11号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。